

川崎市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツの振興を図るため、全国大会又は国際大会に出場する本市在住の選手に対し、川崎市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付の対象者)

第2条 奨励金の交付対象は、次の各号に定める要件にすべて該当する者とする。ただし、出場する競技種目を職業として行い、それにより専ら生計を立てている者を除く。

- (1) 大会当日に本市の区域内に住所を有する者
- (2) 第3条に規定する交付の対象大会に出場する者
- (3) 大会の出場に当たり、本市の他の制度等による金銭の交付や経費の負担等を受けていない又は受ける予定がない者

2 団体に所属する個人も、前項の要件を満たせば対象とする。

(交付の対象大会)

第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に定める大会とする。

(1) 国民スポーツ大会又は全国規模の大会で、次のいずれかに該当するもの（日本オリンピック委員会・日本パラリンピック委員会加盟競技団体又はこれらに加盟する団体が主催するものに限る。）

ア 県大会、関東大会等の地区予選又はこれに準ずる大会を経て出場するもの

イ 大会要項に定める標準記録等を満たして出場するもの

ウ 県選抜、関東選抜等により出場するもの

(2) アジア競技大会、アジアパラ競技大会

(3) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会

(4) 世界規模（アジア大会含む。）の大会で、次のいずれかに該当するもの（第1号から第3号に掲げる大会の正式種目等に限る。）

ア 全国大会等を経て出場するもの

イ 大会要項に定める標準記録等を満たして出場するもの

ウ 日本代表選考等により出場するもの

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、別表に定める額とする。

(交付申請手続)

第5条 奨励金を申請する者（以下「申請者」という。）は、川崎市スポーツ大会出場奨励金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を第3条に規定する対象となる大会開催日（当該大会が複数日にわたり開催される場合は、その最終日）から30日後までに市長に提出しなければならない。ただし、大会開催日の30日後が次に掲げる日（以下「休日等」という。）に該当する場合は、その直前の休日等でない日までに提出しなければならない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る資料等について、第2条及び第3条の規定に適合しているかどうかを審査し、交付の可否を決定して川崎市スポーツ大会出場奨励金交付審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、申請者からの川崎市スポーツ大会出場奨励金交付請求書（第3号様式）の提出に基づき、奨励金を申請者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の決定内容に不服があるときは、交付審査結果の通知を受けた日から14日以内に書面により申請を取り下げることができる。

(結果報告)

第8条 奨励金の交付を受ける者は、大会終了後、速やかに川崎市スポーツ大会出場奨励金交付実績報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、大会終了後に交付申請を行った場合は、川崎市スポーツ大会出場奨励金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に大会結果を記入することにより、川崎市スポーツ大会出場奨励金交付実績報告書（第4号様式）の提出に代えることができるものとする。

(奨励金の返還)

第9条 奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法により奨励金の交付を受けたとき。

(交付の回数)

第10条 交付の回数は、原則、当該年度内において1選手につき1回を限度とする。ただし、別表の区分において、既に交付した大会よりも上位の大会に出場する場合には、重複して交付できるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、大会初日が同日以後のものから適用する。

〔別表〕（第4条関係）

区 分		金 額
国 際 大 会	オリンピック競技大会 パラリンピック競技大会	30,000 円以内
	アジア競技大会 アジアパラ競技大会	10,000 円以内
	世界規模の大会	
国 内 大 会	国民スポーツ大会 全国規模の大会	5,000 円以内

[第1号様式]

川崎市スポーツ大会出場奨励金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所 : 川崎市 _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

次のとおり、川崎市スポーツ大会出場奨励金について、関係資料を添えて申請します。

大会名	
主催者	
競技種目	
開催期間	
開催地	
結果 ※ (記録、順位等)	
添付資料	① 出場大会等開催要項 (主催者及び大会概要が記載されたもの) ② 大会にかかる予選結果 ③ 大会出場決定通知の写し ④ その他 (報道やホームページなど大会の結果が分かるもの)
保護者同意署名欄 (申請者が 未成年者の場合)	保護者氏名 (自署)

※大会後に申請する場合は、出場結果を記入してください。結果を記入することで、実績報告書 (第4号様式) の提出は不要となります。

[第2号様式]

川崎市スポーツ大会出場奨励金交付審査結果通知書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名

令和 年 月 日

川崎市長名

令和 年 月 日付けで申請のあった川崎市スポーツ大会出場奨励金について、川崎市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第6条に基づき、次のとおり結果を通知します。

決定内容	<p><input type="checkbox"/> 奨励金交付額（金 円）を交付します。</p> <p><input type="checkbox"/> 奨励金を交付いたしません。 不交付とした理由 〔 〕</p>
備考	

※この決定内容に不服があるときは、14日以内に申請を取下げることができる。

[第3号様式]

川崎市スポーツ大会出場奨励金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市 長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____

川崎市スポーツ大会出場奨励金について、次のとおり交付を請求します。

1 奨励金請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行							支店
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号					
口座名義	フリガナ							
	名義							

3 委任状 (請求人と受取人が違う場合のみ記入が必要)

委任者

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、次の者を代理人に定め、川崎市スポーツ大会出場奨励金の受領に関する権限を委任します。

受任者

住所 _____

氏名 _____ 印

[第4号様式]

川崎市スポーツ大会出場奨励金交付実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

次のとおり、川崎市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第8条に基づき実績報告いたします。

大会名	
主催者	
競技種目	
開催期間	
開催地	
結果 (記録、順位等)	
添付資料	① 報道やホームページなど大会の結果が分かるもの